

## 入札制度が変わりました

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札時に下記の各書面の提出が入札書毎に必要になります。

暴力団員等に該当しない旨の **陳述書** (個人・法人を問わず)

※入札時に提出がないと**入札無効**となります (追完不可)。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

※提出後の訂正はできません。

**住民票**

(個人の場合)

**資格証明書**

(法人の場合)

※入札時に提出がないと**入札無効**となります (追完不可)。

※法人の場合は従前どおり資格証明書の提出が必要ですが、個人の場合も住民票の提出が必須になりました。

※住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

**宅地建物取引業の免許証の写し (宅地建物取引業者の場合)**

※有効期限内のものを提出してください。

(入札方法に関する問合せ)

長野地方裁判所飯田支部 執行官室 TEL 0265-52-3019

## 期間入札の公告

令和 8年 5月20日

長野地方裁判所飯田支部

裁判所書記官 中 島 敦 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

## 記

入札期間	令和 8年 6月 4日から 令和 8年 6月 11日まで
開札期日	日 時 令和 8年 6月 16日 午前10時00分 場 所 長野地方裁判所飯田支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 6月 30日 午前11時00分 場 所 長野地方裁判所飯田支部
特別売却 実施期間	令和 8年 6月 18日から 令和 8年 6月 18日まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 5月20日から当庁に備え置きます。	



## 物 件 目 録

- |   |       |                                  |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在   | 飯田市上郷黒田                          |
|   | 地 番   | 1076番3                           |
|   | 地 目   | 宅地                               |
|   | 地 積   | 282.73平方メートル                     |
| 2 | 所 在   | 飯田市上郷黒田1076番地3                   |
|   | 家屋 番号 | 1076番3                           |
|   | 種 類   | 居宅                               |
|   | 構 造   | 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建                   |
|   | 床 面 積 | 1階 48.02平方メートル<br>2階 49.68平方メートル |



## 物 件 明 細 書

令和 8年 4月30日

長野地方裁判所飯田支部

裁判所書記官 中 島 敦 子

- 
- 1 不動産の表示  
【物件番号1, 2】  
別紙物件目録記載のとおり

---

  - 2 売却により成立する法定地上権の概要  
なし

---

  - 3 買受人が負担することとなる他人の権利  
【物件番号1, 2】  
なし

---

  - 4 物件の占有状況等に関する特記事項  
【物件番号2】  
本件所有者が占有している。

---

  - 5 その他買受けの参考となる事項  
なし

### 《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

## 物 件 目 録

- |   |       |                                  |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在   | 飯田市上郷黒田                          |
|   | 地 番   | 1076番3                           |
|   | 地 目   | 宅地                               |
|   | 地 積   | 282.73平方メートル                     |
| 2 | 所 在   | 飯田市上郷黒田1076番地3                   |
|   | 家屋 番号 | 1076番3                           |
|   | 種 類   | 居宅                               |
|   | 構 造   | 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建                   |
|   | 床 面 積 | 1階 48.02平方メートル<br>2階 49.68平方メートル |

令和 7年(ケ)第 7号  
令和 7年12月16日受理  
令和 8年 1月16日提出  
評 価 人 下 平 智 行

## 現況調査報告書

長野地方裁判所飯田支部

執行官 藤 卷 正 弘 (印)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- |   |       |                                  |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在   | 飯田市上郷黒田                          |
|   | 地 番   | 1076番3                           |
|   | 地 目   | 宅地                               |
|   | 地 積   | 282.73平方メートル                     |
| 2 | 所 在   | 飯田市上郷黒田1076番地3                   |
|   | 家屋 番号 | 1076番3                           |
|   | 種 類   | 居宅                               |
|   | 構 造   | 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建                   |
|   | 床 面 積 | 1階 48.02平方メートル<br>2階 49.68平方メートル |



関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■近隣居住者（女性）	<p>【令和8年1月9日に（<input checked="" type="checkbox"/>口頭 <input type="checkbox"/>電話）聴取した。】</p> <p>(1) お尋ねの建物（物件2）は、Aさんが居住していた建物です。奥さんと娘さんも居住されていましたが、奥さんと娘さんが先に出て行き、その後にAさんが出て行かれました。Aさんは、出て行かれた後も、夜などに時々来られていました。洗濯物を干したままなので、慌てて出て行かれたようです。現在は誰も居住されておらず、空き家になっていると思います。</p> <p>(2) 昨年（令和7年）の6月か7月頃、名古屋の警察が本建物に取り調べに来ていました。Aさんを見掛けたのは、取り調べの少し前くらいだと思います。</p>

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

## 執行官の意見

■上記のとおり

■下記のとおり

(1) 本土地建物の状況は、別紙地図（法第14条第1項）、地積測量図、建物図面（各階平面図）、土地建物位置関係図（概略図）、建物間取り図（概略図）及び添付写真のとおりである。

(2) 本土地に隣接又は周囲に存在する公共用物及び目的外土地の状況は、下記のとおりである。

## 記

地番	地目	地積 m <sup>2</sup>	権利者その他の事項	備考
1076番 5	公衆用道路	43	所有者 飯田市	
1075番 11	公衆用道路	61	所有者 同上	
1076番 8	用悪水路	37	所有者 同上	一部市道
1075番 15	用悪水路	310	所有者 同上	ト
1076番 10	宅地	903	所有者 第三者個人	

(3) 本土地の東側に隣接する上記地番1076番8の用悪水路及びその東側に隣接する水（用悪水路）の北側コンクリート部分は、市道の一部になっている。

(4) 本建物の屋根上に設置されている太陽光発電モジュール（パネル）28枚（写真No.8）は、屋根一体型のものであり、本建物建築時（平成27年9月28日新築）に設置されたものと思料する。

(5) 上記太陽光発電モジュール（パネル）に関するパワーコンディショナ等の機器は見当たらず、定格出力（発電量）は不明である。また、売電用メーターが存在せず、売電が行われているか否かは不明である。

(6) 上記太陽光発電モジュール（パネル）は、本建物の主要構造部分（屋根）または付加一体物として、本建物とともに売却されるべきものと思料する。

(7) 本建物に関するプロパンガスボンベは取り外されており、存在しない。

(8) 本建物玄関脇の郵便受け内には、A宛の葉書及び封書類等が滞留している。また、玄関の下駄箱上には、同人宛の葉書及び未開封の封書類等が山積している。

(9) 本建物玄関扉の室内面には、2025年5月のカレンダーが掛けられている。

(10) 本建物の各部屋内には、Aとその家族（妻、娘）が不要な物として残置したと思われる家財道具及び衣類等が存在し、ゴミとともに散乱している。

(11) 本件債務者兼所有者A宛に照会書を送付して現況調査に対する立会を求めたが、同照会書は本建物玄関脇の郵便受け内に他の郵便物とともに未開封のまま滞留しており、同人の立会は得られなかった。

(12) 上記関係人の陳述及び本土地建物の状況等から、所有者以外の使用占有は認められず、所有者が所有権に基づき占有するものとして、2枚目記載のとおり認定した。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
7年12月16日(火)	当庁(執行官室)	飯田市長宛関係資料請求(郵便)
7年12月18日(木) 11:00-11:05	長野地方法務局諏訪支局	<input checked="" type="checkbox"/> 登記事項証明書請求 <input type="checkbox"/> 公図写し請求 <input type="checkbox"/> 地積測量図写し請求 <input type="checkbox"/> 建物図面写し請求 <input type="checkbox"/> 履歴事項証明書請求 <input type="checkbox"/>
7年12月18日(木) 14:45-15:10	物件所在地	本件物件及び占有確認、土地立入調査、写真撮影 全戸不在
7年12月22日(月)	当庁(執行官室)	本件債務者兼所有者A宛照会書送付(郵便)
8年1月9日(金) 9:25-10:20	物件所在地	本件物件及び占有確認、立入調査、写真撮影 近隣居住者(女性)から意見聴取
年 月 日 ( ) : - :		
年 月 日 ( ) : - :		
年 月 日 ( ) : - :		
(特記事項)		
<input checked="" type="checkbox"/> 令和 8 年 1 月 9 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、解錠技術者を同行して臨場した。		
<input checked="" type="checkbox"/> 令和 8 年 1 月 9 日 目的物件は不在で施錠されていなかったため、立会人(評価人)を立ち合わせ、建物内に立ち入った。		
<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。		
<input checked="" type="checkbox"/> 令和 8 年 1 月 9 日 評価人同行		
<input type="checkbox"/>		

(注) チェック項目中の調査結果は、「」の箇所の記載のとおり





登記年月日：平成27年10月7日

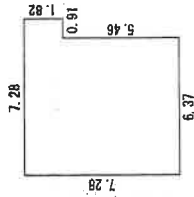
各階平面図

建物図面

家屋番号	1076番3
建物の所在	飯田市上郷黒田 1076番地3

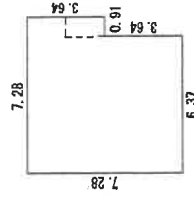
1階

求積表	
0.91 x 1.82	= 1.6502
6.37 x 7.28	= 46.3736
合計	48.0238
床面積 48.02 m <sup>2</sup>	



2階

求積表	
0.91 x 3.64	= 3.3124
6.37 x 7.28	= 46.3736
合計	49.6860
床面積 49.68 m <sup>2</sup>	



作成者

土地調査士  
家屋士

縮尺

1/250

申請人

縮尺

1/500

10月7日作成  
国土院  
青十令連合会用紙

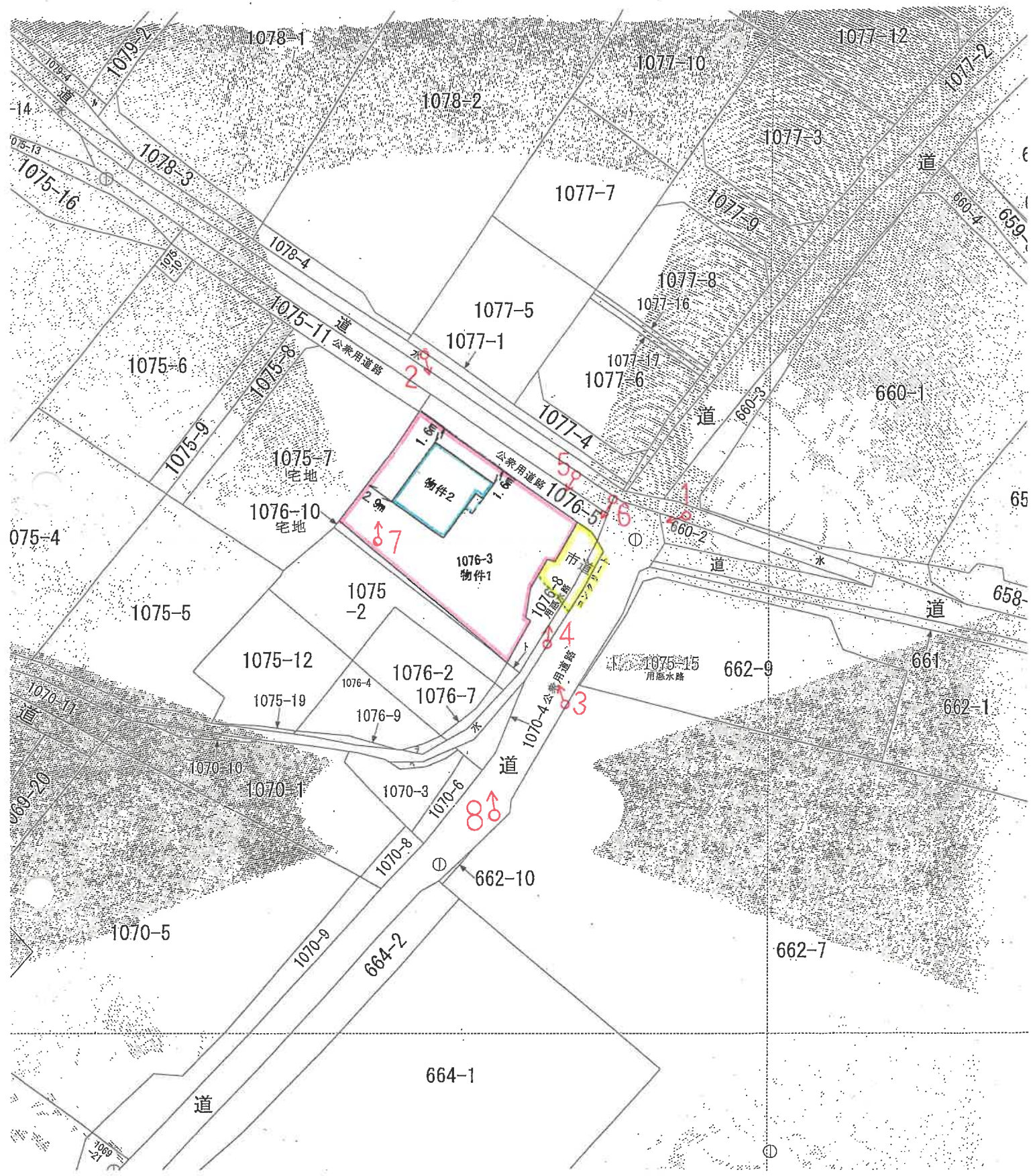
これは図面に記録されている内容を証明した書面である。  
(長野地方法務局飯田支庁管轄)  
令和7年10月22日 東京法務局

登記官

(8枚用)

地図整理番号：M95511

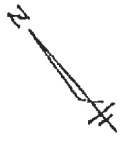
A3をA4に縮小



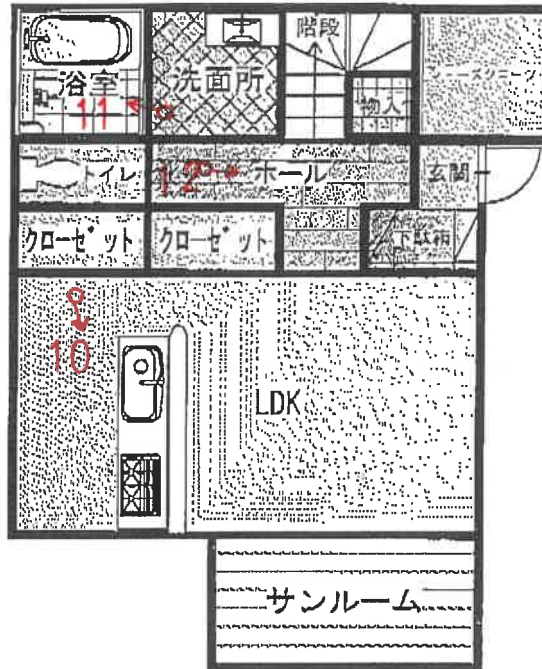
♂ 写真撮影位置・方向

土地建物位置関係図 (概略図)  
 令和7年(ケ)第7号  
 物件1 (宅地)  
 物件2 (居宅)

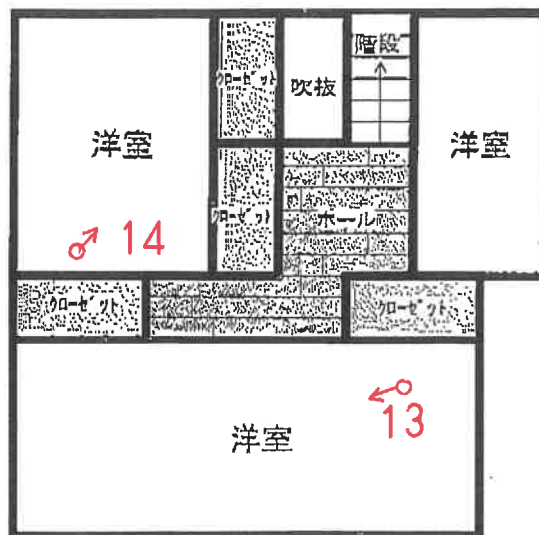
### 建物間取図



物件2 1階



物件2 2階



♂ 写真撮影位置・方向





NO. 3

物件 1、2

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---



NO. 4

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---



NO. 5

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---



NO. 6

市道  
1076-8 (用悪水路)  
水(用悪水路)



NO. 7

廃車自動車



NO. 8

太陽光発電モジュール(28枚)



NO. 9

サンルーム(非坪)



NO. 10

物件 2

1階



NO. 11



NO. 12

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---



NO. 13

2階

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---



NO. 14

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

令和7年(ケ)第7号  
令和8年1月9日現地調査  
令和8年2月2日評価

長野地方裁判所 飯田支部 御中

# 評 価 書

< 土地・建物用 >

評価人 不動産鑑定士

下平 智行

## 第1 評価額

一 括 価 格	
金 8,890,000円	
内 訳 価 格	
物件1 ( 土地 )	金 2,440,000円
物件2 ( 建物 )	金 6,450,000円

- ① 一括価格は、物件1乃至2不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件1の内訳価格は物件2建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

## 第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、瑕疵担保責任がないこと等)等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

### 第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所在 地番 地目 地積	飯田市上郷黒田 1076番3 宅地 282.73㎡	同左
2	所在  家屋番号 種類 構造 床面積	飯田市上郷黒田 1076番地3 1076番3 居宅 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建 1階 48.02㎡ 2階 49.68㎡ 延床 97.70㎡	同左
番号	特記事項		
	特にない。		

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じである。

#### 第4 目的物件の位置・環境等

##### 1 対象土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	JR飯田線「伊那上郷」駅の北西方約750m(道路距離)に位置する。 (別添「所在位置図」参照)	
付近の状況	低層の戸建住宅が中心の住宅地域	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	非線引き都市計画区域 用途指定無 60% 100% 建築基準法22条区域 ・飯田市景観計画 ・浸水想定区域指定無「飯田市ハザードマップ上郷1」 ・盛土規制法(宅地造成等工事規制区域)
画地条件	地積 形状 間口・奥行 地勢 その他	282.73㎡（登記数量） ほぼ整形 間口 約9m 奥行 約19m ほぼ平坦 特にない
接面道路の状況	南東側：現況幅員約8.1mの舗装の市道(建築基準法第42条1項1号)にほぼ等高に接面する。 北東側：現況幅員約5.5mの舗装の市道(建築基準法第42条1項1号)にほぼ等高～約0.8m高く接面する。	
土地の利用状況等	物件2建物の敷地の用に供されている。	
供給処理施設	上水道 ガス配管 下水道	有 無 有 ※受益者負担金は清算済。

特 記 事 項	<ul style="list-style-type: none"><li>・敷地内北西付近に、車検切れの普通乗用車が放置されている。</li><li>・南東側には幅約1.8mの水路が存するが、物件1と接する約9m部分はアスファルト舗装の暗渠となっている。飯田市役所維持管理課からの聴取によれば、当該部分は飯田市道(都出線)の道路区域の一部となっていることから、占用使用許可は不要とのことである。</li><li>・飯田市教育委員会担当部署によると、物件1土地は、周知の埋蔵文化財包蔵地(遺跡番号:73、「原の城城跡」)に一部が該当しているとのことである。よって工事等に際しては、文化財保護法の届出が必要であり、遺跡や文化財等が出土して調査が必要となった場合は、期間や費用等の損失が発生する可能性がある。しかし、調査方法は個別性が強く、不確定要素も多いため、存否も含めてこれらを事前に把握することは困難である。物件1土地には建物が既に建築済みであることから、本件においては、埋蔵文化財の影響は考慮外とする。</li></ul>
---------	---

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物	
建築時期及び経済的残存耐用年数	建 築 年 月 日	平成27年9月28日 新築
	経 過 年 数	約10年
	経済的残存耐用年数	約20年
仕 様	構 造	木造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建
	外 壁	金属サイディング等
	内 壁	ビニルクロス等
	天 井	ビニルクロス等
	床	板張り等
	設 備 そ の 他	水道、電気、浴室、便所等 ガス湯沸かし器 他
床面積（現況）	1 階	48.02㎡
	2 階	49.68㎡
	延 床	97.70㎡
現況用途等	階 層	2階建
	現 況 用 途	居宅
	間 取 り	別添「建物間取図」のとおり
品 等	普通	
保守管理の状態	劣る	
建物の利用状態	建物所有者が、本建物を居宅として使用している。	
特 記 事 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各設備が正常に動作するか否かは未確認である。なお、プロパンガスのボンベは取り外されており、存在しない。</li> <li>・建物内各部屋には建物所有者等の所有する動産が散乱している。</li> <li>・建物南東側付近に建築面積外となるサンルーム（約6.48㎡）がある。</li> <li>・建物屋根には太陽光発電システム用のソーラーパネルが全部で28枚（航空写真より確認）存する。出力は不明で、パワーコンディショナー等の機器も見当たらず、売電が行われているか否かは不明である。以上を踏まえ、不確実性は認められるものの、建物の主要構造部分（屋根）又は付加一体物として評価して差し支えないと判断した。</li> <li>・その他、現況調査報告書記載のとおりであるが、床下部分へのシロアリ被害の有無並びに被害状況の程度については不明である。</li> </ul>	

## 第5 評価額算出の過程

### 1 基礎となる価格

#### ① 物件 1 (土地)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	26,700	1.00	282.73	0.90	6,790,000

ア 標準画地価格:同一需給圏内の類似地域の取引事例価格に基づき、地価公示標準地価格又は地価調査基準地価格との均衡に留意して、標準画地価格を上記のとおり査定した。

イ 個別格差: 高低差△3、角地+3

ウ 地積: 登記数量

エ 建付減価: 建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

#### ② 物件 2(建物)

目的建物の再調達原価を、現在の建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ=エ
2	185,000	97.70	0.649	11,730,000
合 計(物件2)				11,730,000

イ 現況延床面積:登記数量

ウ 現価率:以下のとおり。

#### 【物件2】

- ・ 経過年数 約10年、経済的残存耐用年数 約20年、残価率 5%、観察減価率 △5%
- ・ 耐用年数に基づく方法と、観察減価法を併用し、現価率を下記のとおり査定した。

$$\text{現価率} = \{ \text{残価率 } 5\% + (1 - \text{残価率 } 5\%) \times (\text{経済的残存耐用年数 } 20\text{年} \div \text{経済的全耐用年数 } 30\text{年}) \} \\ \times (1 - \text{観察減価 } 5\%) \doteq 0.649$$

## 2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

### ① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ=ウ
1	6,790,000	0.25	法定地上権	1,700,000
合 計				1,700,000

### ② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	6,790,000	△ 1,700,000		0.80	0.60	2,440,000
2	11,730,000	+ 1,700,000	1.00	0.80	0.60	6,450,000
一 括 価 格 ( 合 計 )						8,890,000

ウ 占有減価修正：なし

エ 市場性修正：動産が多く残されていること等、物件の相対的競争力の程度を鑑み減価した。

オ 競売市場修正：「第2評価の条件」記載欄の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

## 第6 参考価格資料

- 1 地価調査基準地 (飯田-9)
- 所 在 : 飯田市上郷黒田1363番14
- 価 格 : 28,600円/㎡
- 位 置 : JR飯田線「伊那上郷」駅 1,200m
- 価 格 時 点 : 令和7年7月1日
- 地 積 : 243㎡
- 供給処理施設 : 水道、下水
- 接 面 街 路 : 北4.5m道路
- 用途指定等 : 非線引き都市計画区域、用途無指定(建蔽率60%、容積率100%)
- 地 域 の 概 要 : 中小規模一般住宅の多い分譲住宅地域

## 2 固定資産評価額 (令和7年度)

物件1(土地) 5,262,928円

物件2(建物) 5,797,792円

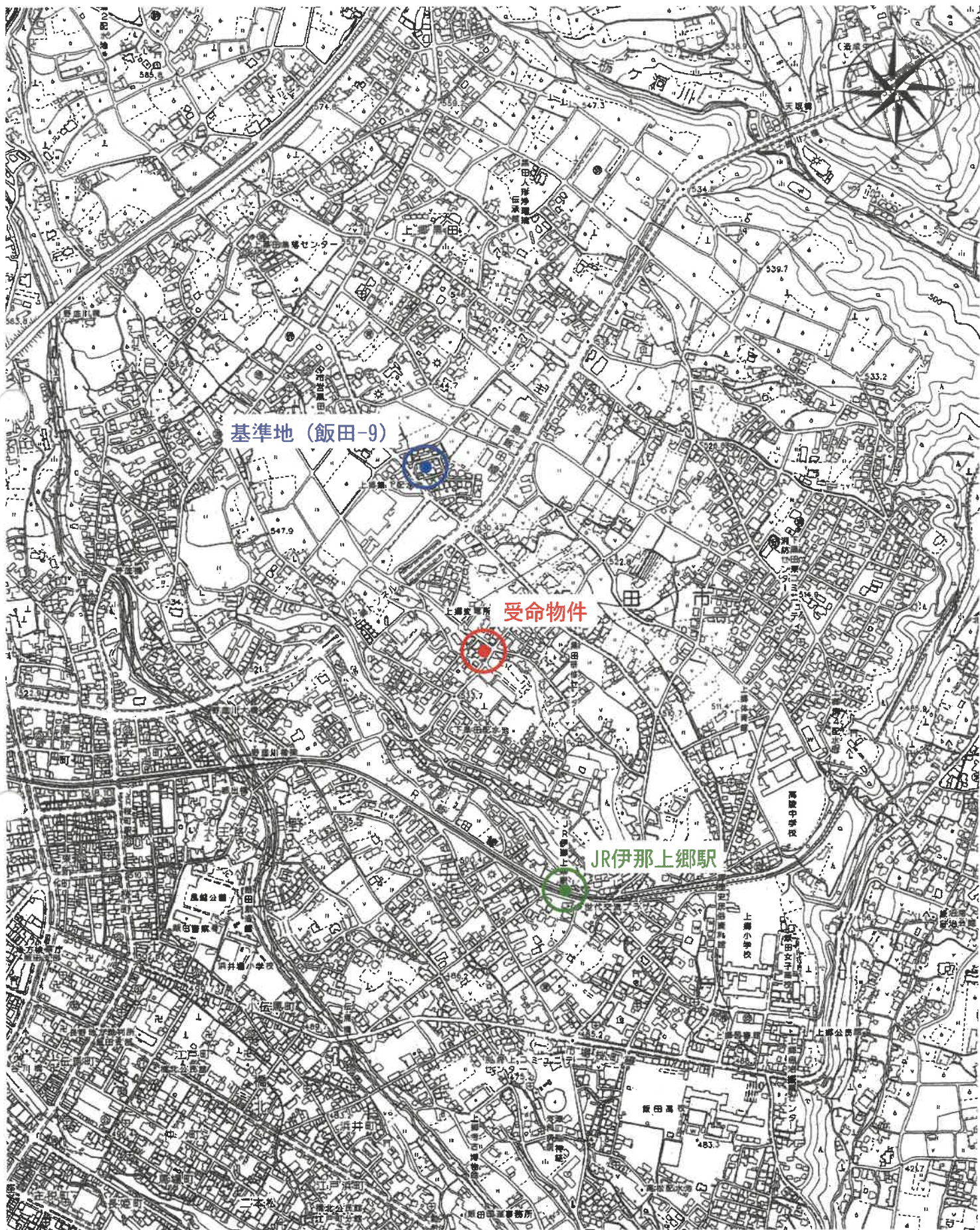
(注)ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格である。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、上記参考資料とは性質上異なるものである。

## 第7 附属資料の表示

- 1 所在位置図(「飯田市役所・地形図(白図)」写)
- 2 公図写・写真撮影位置図
- 3 地積測量図
- 4 建物図面・各階平面図
- 5 建物間取図
- 6 写真

以上

# 所在位置図



飯田市役所・地形図（白図）より複写  
（縮尺任意）



地積測量図

地番 1076-3-10

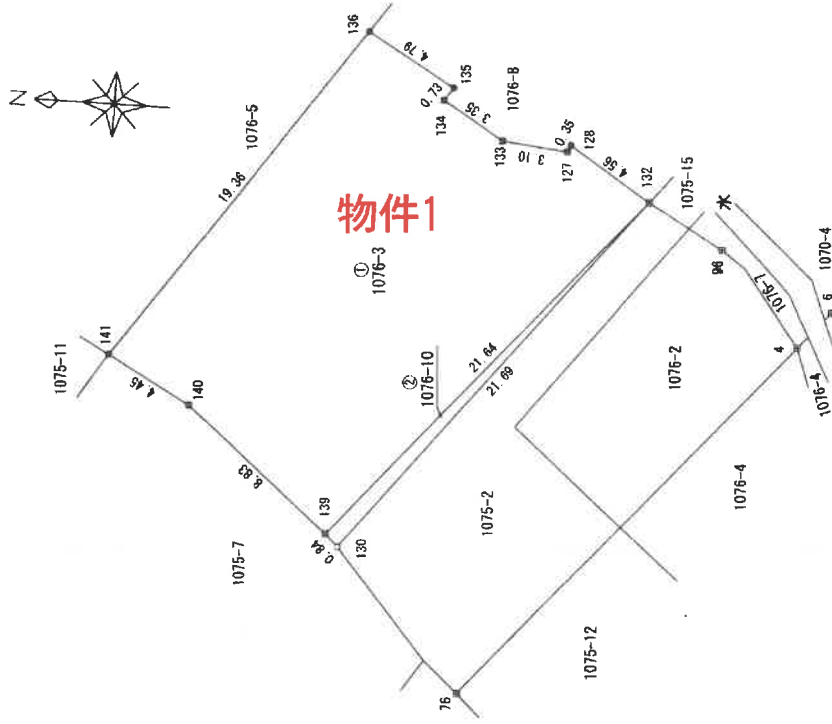
土地の所在 飯田市上郷黒田

求積表

地番	NO	X <sub>n</sub>	Y <sub>n</sub>	Y <sub>n+1}-Y<sub>n-1}</sub></sub>	X <sub>n+1}-X<sub>n-1}</sub></sub>	X <sub>n} * (Y<sub>n+1}-Y<sub>n-1})</sub></sub></sub>
① 1076-3	139	55.320	169.385	9.263	9.263	512.429190
	132	39.986	184.656	17.971	17.971	719.588406
	128	43.559	187.356	2.395	2.395	104.563398
	127	43.830	187.051	0.225	0.225	9.881759
	133	46.889	187.581	2.432	2.432	114.001816
	134	49.561	189.483	2.472	2.472	122.737272
	135	49.197	190.053	3.227	3.227	158.58713
	136	53.179	192.719	-12.232	-12.232	-651.549108
	141	65.536	177.801	-11.111	-11.111	-1134.889912
	140	61.788	175.393	-8.416	-8.416	-595.473600
				合計	面積	282.7368000
					地積	282.73 m <sup>2</sup>

地番	NO	X <sub>n</sub>	Y <sub>n</sub>	Y <sub>n+1}-Y<sub>n-1}</sub></sub>	X <sub>n+1}-X<sub>n-1}</sub></sub>	X <sub>n} * (Y<sub>n+1}-Y<sub>n-1})</sub></sub></sub>
② 1076-10	132	39.986	184.656	0.512	0.512	24.471332
	134	55.320	187.356	15.883	15.883	878.647560
	130	54.751	185.771	18.271	18.271	936.102521
				合計	面積	18.073607
					地積	9.0368035
						9.03 m <sup>2</sup>

地番	面積
① 1076-3	282.7368000 m <sup>2</sup>
② 1076-10	9.0368035 m <sup>2</sup>
合計面積	291.7736035 m <sup>2</sup>



任意座標  
平成27年2月10日測量

点番	X座標	Y座標
4	32.990	177.758
6	31.373	174.413
76	49.152	161.886

境界点	境界線の種類
⊙	金属プレート
⊗	金属樑
⊕	コンクリート杭
⊖	プラスチック杭
⊗	刻印

作成者

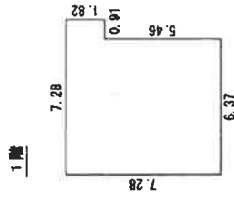
申請人

縮尺 1/250

各階平面図 建物図面

家屋番号 1076番3

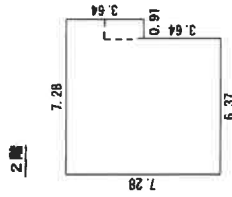
建物の所在 飯田市上郷黒田 1076番地3



1階 求積表

0.91	x	1.82	=	1.6562
6.37	x	7.28	=	46.3736
合計				48.0298

床面積 48.02 m<sup>2</sup>

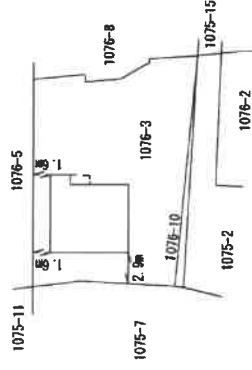


2階 求積表

0.91	x	3.64	=	3.3124
6.37	x	7.28	=	46.3736
合計				49.6860

床面積 49.68 m<sup>2</sup>

物件2



作成者

縮尺 1/250

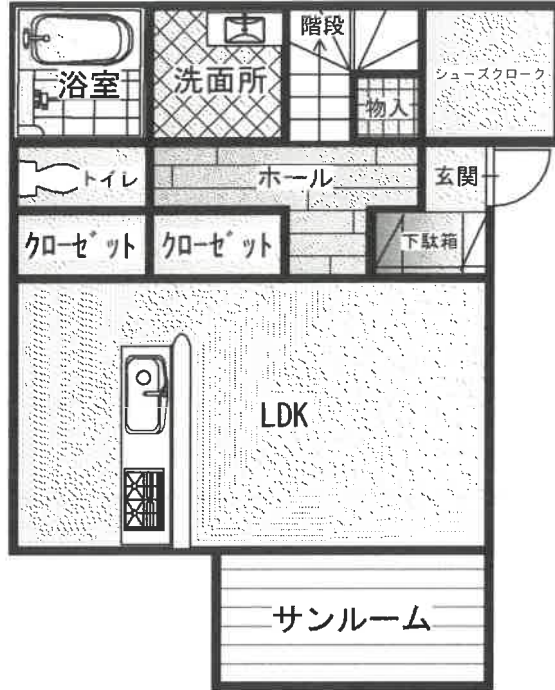
申請人

縮尺 1/500

# 建物間取図



## 物件2 1階



## 物件2 2階

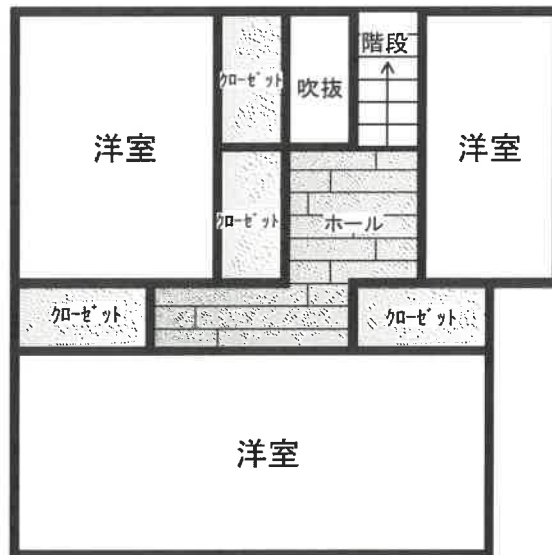


写真1



写真2



写真3

